

20th ANNIVERSARY NAHAMA MARATHON

第20回記念 那覇・ホノルル姉妹都市市民マラソン



マッサージ・ボランティアは(社)沖縄県はり・きゅう・マッサージ指圧協会のみなさん

全国的にも注目を浴びるスポーツイベントとして、年々参加者が増加し発展を続ける



広島栄喜さん

う・マッサージ指圧協会のみなさんがボランティアとして行っています。これまで参加し続けている広山さん(右写真)は「私たちもマッサージ・マラソンをしているようです。続けられる理由はジョガーのみなさんとの交流が楽しいことかな」と笑顔で話してくれました。

マッサージボランティアには、多くの方がお世話になっています。マッサージは、第2回大会から(社)沖縄県はり・きゅう・マッサージ指圧協会のみなさんがボランティアとして行っています。これまで参加し続けている広山さん(右写真)は「私たちもマッサージ・マラソンをしているようです。続けられる理由はジョガーのみなさんとの交流が楽しいことかな」と笑顔で話してくれました。



メダルの交付は那覇市家庭婦人/バレーボール連盟のみなさん



平良直子さん

豊見城市に入ればもう一息！小禄バイパスでは、最後のスパイトを応援しようと沿道に大勢のみなさんが駆けつけます。その苦しいコースを20年間、自治会のみなさんが自主的に給水ボランティアをしてくださっています。感謝・感激！



「がんばってください!!」とかわいい声援をかけながら代わりばんこにコップを渡します

ボランティアとジョガーの祭典

太陽と海とジョガーの祭典、NAHAMAマラソンが12月5日(日)に開催され、今年は第20回を数える記念大会となりました。

今年大会の参加申し込み総数は2万4千503人で、過去最高となり、県外や外国では6千172人の申し込みがありました。



大きな声援を送る古蔵中学校女子バスケ部



5km 那覇市観光ホテル旅館事業協同組合青年部のみなさん



宇栄原婦人会のみなさん



ビール片手に応援するシーサー



史上最年少で全日本女子アマ・ゴルフ選手権優勝というプロ顔負けの活躍をした松島中学校3年生の宮里美香さんと館長市長が万国津梁之鐘を撞いてスタートを合図



都市提携市民の会・日南部会やインディアカ同好会など様々なサークルが複合して給水を行っています

各給水ポイントは、ジョガーたちにとってのオアシス。紙コップやスポンジを渡す20回目の作業はさすがに手馴れたもの。声援と一緒にジョガーの背中を後押しします。



具志婦人会のみなさん



宮城自治会のみなさん

平成17年1月期新築・空き家待ち入居者募集

募集する住宅(148戸)

団地名	宇栄原	大田	真名地	識名	安謝第一	若狭	銘切	新銘切 新銘切	田原	壺川	壺川東	小川	安謝	末吉	辻	樋川	繁川 新堀
戸数	21	5	4	1	2	4	2	1	1	5	7	15	4	3	1	1	71

○「申込用紙・募集のしおり」の配布場所及び配付期間
市営住宅室(新都心銘切庁舎4階)1月17日(月)～21日(金)

○受付場所及び期間
市民会館中ホール 1月26日(水)～28日(金) 9時～11時30分
13時～16時 ※28日(金)は、15時までの受付です。ご注意ください。

○選考方法
若狭公民館で公開抽選(1次抽選、2次抽選)により決定。母子家庭等については、第1次抽選を免除。

○入居資格
入居資格の詳細については、「募集のしおり」をご覧ください。

お問い合わせ 市営住宅室 ☎951-3234

平成17年度(平成16年中の収入分)

市・県民税の申告会場と受付期間が変わります

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

申告会場

2月16日(水)から3月4日(金)まで

市役所本庁市民税課、那覇市民会館、首里支所、小禄支所の4会場で申告を受け付けます。

※後日送付する申告書に予め指定期間と指定申告会場を設定しております。

3月7日(月)から3月15日(火)まで

那覇市民会館でのみ受付を行い、本庁、首里支所、小禄支所での申告受付は行いません。

※今回から3月13日の最終日曜日は、那覇市民会館で申告受付を行います。

※受付時間はいずれも8時半から17時までです。

※各会場とも駐車場が狭いため、公共交通機関をご利用ください。

■今回から、3月16日以降、4月末日までは平成17年度の申告受付を停止します。

受け付け再開は5月2日(月)からになります。ご注意ください。

お問い合わせ 市民税課 ☎861-3328

※変更理由

市民税・県民税の申告は、地方税法により、その期限が3月15日とされていますが、期限後の申告が非常に多くなり、期限内に申告された方の課税業務にも影響が懸念される状況になっております。また、例年、申告期限最終日(3月15日)前の2日から3日間では、非常に多くの申告者が来庁するため、安全面でも問題が出てまいりました。これらの状況を考慮して、左記のように対応することになりましたので、市民の皆様には、変更理由の趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。